

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和8年度東九州新幹線の実現に向けた機運醸成に係る企画運営業務

2 業務目的

東九州新幹線の実現に向けては、広域交通に関する県民アンケートにおいて、東九州新幹線の認知度が約6割、導入による時間短縮効果等の認知度が約4割などとなっている。また、高校生向けアンケートでは認知度は3割となっている。

このため、本業務では、イベント出展等を通じて、東九州新幹線の期待される効果や必要性について、若い世代や子育て世代（高校生～40代）を中心に分かりやすく周知啓発を行い、地域住民や関係団体等の認知度向上及び理解促進へとつなげることで、機運醸成を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。なお、契約締結後は速やかに全体スケジュールを作成の上、提出するとともに、具体的な内容については委託者と協議の上、決定すること。

（1）想定ターゲット

東九州新幹線の認知度が平均よりも低い40代以下の世代及び高校生

参考 東九州新幹線の年代別認知度（令和7年度調査）

	東九州新幹線	整備効果
全体	<u>62.1%</u>	<u>36.8%</u>
10～30代	<u>48.3%</u>	<u>28.5%</u>
40代	<u>58.0%</u>	<u>32.8%</u>
50代	66.1%	36.5%
60代以上	71.3%	44.1%

参考 東九州新幹線の高校生認知度（令和7年度調査）

	東九州新幹線	整備効果
全体	27.6%	19.3%

（2）大分県内のイベント等へのブース出展

①出展回数及び場所

- ・出展回数は、10回以上とする。（目標来訪者数：1,000人以上/回）
- ・出展場所は、大分県の各振興局が管轄するエリア（東部、中部、南部、豊肥、西部、北部）において、それぞれ1回以上出展することを基本とする。
- ・多くの来訪者が見込まれるイベント会場や大型ショッピングモールなどでの実施を提案すること。

②実施内容

- ・ ブースについては、新幹線を身近に感じられる体験や展示を織り交ぜるなど、来訪者の興味を引くような内容を提案すること。
(例：プラレールやジオラマの展示、新幹線になじみのあるゲストの招待、等)
- ・ ブース出展に加えて、ステージイベントへの出演などが可能な会場については、積極的にその機会を活用すること。
- ・ 集客にあたっては、SNS 広告やテレビ CM など、効果的な方法を提案すること。
- ・ 東九州新幹線の導入効果や必要性を伝えるため、ブースに説明用パネルを展示すること。なお、パネルに記載する内容は委託者から受託者へ2種類提供し、受託者において各種類ともB1サイズで1枚以上作成すること。
- ・ ブース来訪者へノベルティを配布すること。なお、ノベルティは委託者から受託者へ提供する。
- ・ 来訪者アンケートを作成の上、実施すること。

(3) 動画制作及び広報

①動画の仕様

- ・ 再生時間15秒程度の動画を1本以上制作すること。
- ・ 東九州新幹線の期待される効果や必要性の理解につながる内容を提案すること。
(例：整備後の移動時間短縮効果、経済波及効果、等)
- ・ 動画制作にかかる肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整、支払いは受託者に行うこと。
- ・ 制作した動画に関する一切の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、委託者が受託者に対して契約金全額の支払いを完了した時点で、委託者に移転するものとする。

②広報

- ・ 制作した動画について、想定ターゲットに対して効果的な広報を提案の上、受託者において実施すること。
(例：SNS 広告、テレビ CM、等)
- ・ 提案にあたっては、広報期間や目標とする閲覧数など、具体的に示すこと。

(4) その他

- ・ (2)～(3)のほかに、本業務の目的に対して効果的な取組があれば提案すること。

5 成果物及び著作権等

- (1) 業務完了後、実績報告書を作成の上、提出すること。なお、報告書では本業務における実績（情報発信の閲覧数等を含む）に加えて、アンケート結果などを活用した分析を行うこと。
- (2) あわせて、本業務における成果物を提出すること。なお、制作動画については、MP4形式で記録した電子媒体（原則、DVD）で提出すること。
- (3) 成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

6 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては委託者と十分に協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けるとともに、最終的な実施内容の決定については委託者の了解を得ること。
また、内容に変更が生じる場合は、その都度、事前に委託者と協議すること。
- (2) 作業の進捗状況については、随時報告するとともに指示を受けること。
- (3) 本事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。